

Z—71—C

所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「C 1～C10」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 青色申告特別控除について、制度の概要を簡潔に説明しなさい。

問 2 国又は地方公共団体から支給を受ける次の給付金等について、課税か非課税かを答えなさい。

また、課税の場合はその所得区分を示した上で、そのような取扱いとなる理由を簡潔に説明しなさい。

- (1) 個人事業者が昨年よりも売上が減少したことに伴い支給を受ける持続化給付金
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給を受ける特別定額給付金
- (3) Go Toイベント事業により支給を受ける給付金
- (4) ベビーシッターを利用する者が毎月支給を受けるベビーシッター助成金
- (5) 個人事業者が事業用機械の購入費用に充てるために支給を受ける補助金

【解答に当たっての注意点】

- 1 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。解答する金額が「0」の場合は、その理由を「計算過程」欄に記入することとする。また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げること。
- 2 問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

問1 青色申告者である居住者甲(63歳)の令和3年(以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は次の【資料Ⅰ】～【資料Ⅴ】のとおりである。

これらの資料に基づき、Ⅰ各種所得の金額、Ⅱ課税標準額、Ⅲ所得控除額、Ⅳ課税所得金額、Ⅴ税額の計算の過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を甲にとって最も有利になるように計算しなさい。

なお、譲渡所得の特例に関し必要な申請及び確認資料等の交付は適正に行われているものとし、消費税等については考慮しない。また、譲渡所得の特例について有利不利の判定が必要な場合には、Ⅳ課税所得金額の計算過程で判定を行うものとする。

確定申告書は、取引を正規の簿記の原則に基づく貸借対照表及び損益計算書と共に法定申告期限までに郵送により提出が行われるものとする。

【資料Ⅰ】

甲はA商事株式会社(以下「A商事」という。)の顧問相談役であったが、本年11月1日に退職し、退職時に交付を受けた源泉徴収票は次のとおりである。また、年末調整後に生じた甲及び親族の所得等の変動は、確定申告にて修正を行うものとする。

(1) 退職所得の源泉徴収票

令和3年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票				
支払先 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	受取先 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	受取先 氏名 A商事 株式会社	受取先 代表取締役 A	
区分	支払金額	源泉徴収額	特別徴収額	還付金
退職所得	1,000,000	896,202	201,900	216,900
退職所得控除額 1,000,000				
退職所得の課税標準 0				
退職所得の源泉徴収額 0				
退職所得の特別徴収額 0				
退職所得の還付金 216,900				
支払元 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 A商事 株式会社				

なお、甲は平成30年12月1日に株式会社B物産(以下「B物産」という。)を退職し、同日にB物産より役員退職金として1,000,000円を受け取っているが、A商事へ提出した退職所得の受給に関する申告書に記載することを失念していた。B物産へ勤務を始めたのは平成24年10月1日であった。

(2) 給与所得の源泉徴収票

令和3年分 給与所得の源泉徴収票										
支払先 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	受取先 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	受取先 氏名 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A	受取先 代表取締役 A
給与	賞与	合計	源泉徴収額	特別徴収額	還付金	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
3,100,000	7,000,000	10,100,000	3,173,497	363,790						
給与所得の課税標準 10,100,000										
給与所得の源泉徴収額 3,173,497										
給与所得の特別徴収額 363,790										
給与所得の還付金 0										
支払元 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 A商事 株式会社										

前記のほか、自宅マンションの管理組合から給与手当として、本年中に 96,937 円(源泉所得税等 3,063 円控除後)の支給を受けている。

【資料Ⅱ】

- 1 甲は平成 30 年 9 月まで米国の支店に勤務しており、当時居住していた住宅及びその敷地(以下「米国住宅等」という。)を帰国後同年 10 月より賃貸の用に供していたが、本年 6 月 10 日に 930,000 ドルで売却している。売却時の仲介手数料 30,000 ドルは同日に支払っている。
- 2 この不動産の取得に関する事項は次のとおりである。

区 分	内 容
取得年月日	平成 28 年 3 月 15 日
建築年月日	昭和 45 年 6 月 20 日
取得価額	80 万ドル(土地 10 万ドル、建物 70 万ドル)

- 3 本年の賃料収入は 25,000 ドルであり、減価償却費以外の諸経費は 27,000 ドルとする。
- 4 米国住宅等(木造)は法定耐用年数 22 年であるが、簡便法による中古資産の見積耐用年数を用いて減価償却費の計算を行っている。
- 5 国外所得に係る外国税額控除については考慮しない。
- 6 米国住宅等の賃貸に係る所得の計算上、本年に収入すべき金額及び減価償却費以外の必要経費の本邦通貨への換算は、年末における電信売買相場の仲値 1 ドル 105 円を使用するものとする。
- 7 甲は自宅購入に関する売買契約を本年 11 月 15 日に締結している。購入代金は 70,000,000 円、取得に係る諸経費(仲介手数料を含む)は 5,000,000 円であり、引渡は来年 5 月 15 日である。甲は契約日に米国住宅等の売買代金のうち 70,000 ドルを円転し、手付金 7,000,000 円と仲介手数料の一部 1,300,000 円を支払っている。
- 8 上記 6 以外の外貨建ての取引に係る本邦通貨への換算は、取引日における電信売買相場の仲値によることとする。各取引日における電信売買相場の仲値は、平成 28 年 3 月 15 日が 1 ドル 110 円、本年 6 月 10 日が 1 ドル 106 円、本年 11 月 15 日が 1 ドル 109 円であった。

【資料Ⅲ】

- 1 甲は本年 2 月に甲の母(90 歳)からの相続により取得した住宅及びその敷地(以下「相続住宅等」という。)を、本年 5 月に 153,000,000 円で売却している。
- 2 この相続住宅等は、相続直前まで甲の母が単身で居住しており、甲は相続住宅等の甲の母の持分全てを相続している。相続前の持分は、家屋が甲の母と兄の 2 分の 1 共有、土地が甲の母、兄、甲の 3 分の 1 共有であった。

3 この相続住宅等に関する事項は次のとおりである。

区 分		内 容
建物	建築年月日	昭和 53 年 5 月 28 日
	取得価額	13,000,000 円
	構 造	木 造
	相続登記費用	250,000 円
土地	取得年月日	昭和 40 年 10 月 31 日
	取得価額	不 明
	相続登記費用	300,000 円

4 甲の母は平成 29 年 8 月 18 日に 30,000,000 円でバリアフリー工事を行っている。

5 甲及び甲の兄は相続住宅等を売却時まで使用しておらず、譲渡直前に 4,000,000 円で家屋を取り壊し更地になっている。また、譲渡に係る仲介手数料は、5,115,000 円であった。

6 甲が甲の母から相続により取得した財産の相続税評価額の合計は、80,000,000 円であり、相続住宅等の評価額は 45,000,000 円であった。甲の相続税の納税額は、10,700,000 円であった。

【資料Ⅳ】

1 甲は平成 18 年に父よりマンション 1 棟(30 室)を相続し、賃貸の用に供している。この賃貸に関し作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
(自令和 3 年 1 月 1 日 至令和 3 年 12 月 31 日)		(単位：円)	
租税公課	3,756,000	家賃収入	28,400,000
その他諸経費	18,244,000	雑収入	5,000,000
当年利益	<u>11,400,000</u>		
	<u>33,400,000</u>		<u>33,400,000</u>

2 損益計算書上の家賃収入には、次のものが含まれている。

(1) 前年未収であった家賃の回収額 560,000 円

(2) 敷 金 450,000 円

このうち本年中に返還不要が確定したものが 200,000 円ある。

- (3) 供託金の引き出し額 1,500,000 円

家賃の値上げの係争に伴い法務局に供託された家賃の引き出し額である。

甲は賃借人Cに対し前年2月の契約更新時に家賃を100,000円から105,000円に値上げする申入れを行ったが、Cの合意が得られず旧家賃を供託された。前年2月分から本年5月分までの供託家賃を引き出したものである。この係争は本年末現在係属中であり、6月分以降の家賃も供託されているが、損益計算書上の家賃収入には計上していない。

- (4) 翌年1月分の家賃収入 2,700,000 円

家賃は翌月分を当月末日までに支払う契約となっており、前年に前受金として処理した家賃2,800,000円は総収入金額に含まれていない。

- (5) 不動産所得の収入計上時期は、前受未収の管理を行い期間対応によるものとする。

3 損益計算書上の雑収入には、次のものが含まれている。

- (1) 損害保険金収入 1,800,000 円

下記5(1)の車両事故に伴い破損した外構の修繕費を補填するためのものである。

- (2) 業務用資金の預金利息 2,000 円(源泉所得税等控除前)

- (3) 火災保険の満期返戻金 1,500,000 円

10年満期の火災保険であり、支払保険料の合計額は3,200,000円(内訳：危険保険料2,500,000円、積立保険料700,000円)である。

4 損益計算書上の租税公課には、次のものが含まれている。

- (1) 印紙税 20,000 円

- (2) 延滞税 15,000 円

- (3) 固定資産税 3,234,000 円

5 損益計算書上のその他諸経費には、次のものが含まれている。

- (1) 車両事故に伴い破損した外構の原状回復のための工事費用 800,000 円

- (2) 本年3月に完了したマンションの外壁の洗浄及び塗装工事 10,000,000 円

この工事は鉄筋コンクリートの躯体の劣化防止のため、定期的に行うものである。

- (3) 滞納家賃の回収のために要した弁護士報酬 300,000 円

- (4) マンション敷地内の駐車場増設の工事費用着手金 100,000 円

請負契約締結時に工事代金総額の1割の着手金を計上したものである。年末までに工事は終了していない。

6 減価償却に関する資料は次のとおりである。

種 類	事業供用日	取得価額	償却率	前年末未償却残高
建 物	平成 10 年 5 月 3 日	300,000,000 円	0.022	159,574,468 円
附属設備	平成 10 年 5 月 16 日	9,200,000 円	0.066	638,480 円
器具備品	令和 3 年 6 月 3 日	300,000 円	0.167	- 円

(注) 全ての減価償却資産の減価償却方法の選定の届出は行っていない。

【資料 V】

1 甲が本年中に支払った医療費に関するものは次のとおりである。なお、医療費控除の特例の適用は考慮しない。

- (1) 前年中の治療に係る医療費 250,000 円
これはクレジットカードで前年末に決済し、本年中にカード会社へ支払った金額である。
- (2) 甲の母の本年中の治療に係る医療費 300,000 円
甲は甲の母へ生活費を送金していた。なお、兄は甲の母を扶養控除の対象としている。
- (3) 妻の本年の入院に係る医療費 500,000 円
上記入院につき受領した生命保険の入院特約に係る保険金は、700,000 円である。
また、年末時点で上記とは別に未払入院費は 150,000 円である。
- (4) マスクの購入費用(コロナウイルス感染予防のため) 6,000 円

2 甲が本年中に直接支払った掛金及び保険料で、年末調整の対象としていないものは、次のとおりである。

- (1) 甲の小規模企業共済の掛金 910,000 円
本年 12 月に月額 70,000 円で小規模企業共済に加入し、令和 4 年 1 月から同年 12 月までの 1 年分の掛金 840,000 円を前払いしたものである。
- (2) 甲の国民健康保険料 140,000 円
- (3) 甲の母の後期高齢者保険の保険料 32,000 円
- (4) 甲の介護医療保険の保険料 20,000 円
- (5) 甲の個人年金保険料(旧保険料該当) 30,000 円

3 本年末の甲と生計を一にする親族の状況は、次のとおりである。

- (1) 甲の妻(50 歳)は、専業主婦である。
- (2) 妻の父(83 歳)は、特別障害者に該当し、本年 11 月より介護老人保健施設に入所しており、本年中の所得は老齢基礎年金の収入 1,480,000 円、上場株式の配当金 10,500,000 円である。

問2 居住者乙(65歳)及び居住者丙(40歳)の令和3年(以下「本年」という。)分の譲渡所得の金額の計算に関する事項は次の【資料Ⅰ】～【資料Ⅲ】のとおりである。

これらの資料に基づき、乙の譲渡所得の金額及び丙の譲渡所得の金額の計算の過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして計算しなさい。

【資料Ⅰ】

- 1 乙及び乙の長男である丙は前年4月5日に乙の夫であるXから相続により居住用財産を取得し、居住の用に供していた。
- 2 乙は前年7月20日にXに係る遺産分割協議によって配偶者居住権及び敷地利用権を、丙はその配偶者居住権の設定された建物及び土地を相続している。
- 3 相続時の配偶者居住権及び敷地利用権等の相続税評価額及び相続登記費用は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の種類	相続人	相続税評価額	登記費用
①配偶者居住権	乙	5,000,000	25,000
②上記①の設定された家屋	丙	5,000,000	25,000
計		10,000,000	50,000
③配偶者居住権に係る敷地利用権	乙	35,000,000	175,000
④上記③の設定された土地	丙	35,000,000	175,000
計		70,000,000	350,000
合計		80,000,000	400,000

なお、丙はXの住宅ローンも相続によって承継している。

また、乙は前年7月に家屋の耐震補強工事代として2,000,000円を支払っている。

【資料Ⅱ】

- 1 Xから相続取得した居住用財産は、Xが昭和54年2月に取得した中古の住宅及び土地(昭和52年10月築の瓦葺木造平屋：法定耐用年数22年)を、Xが平成23年2月に建物を建て替えたものである。

- 2 Xの昭和54年の中古住宅取得当時の不動産売買契約書及び媒介契約書等に記載された内容は、次のとおりである。

区 分	記載内容
住宅及び土地の売買代金	30,000,000円
家屋の床面積	120 m ²
土地の地積	300 m ²
取得に係る仲介手数料	500,000円
所有権移転に係る登記費用	300,000円
引っ越し費用	100,000円

- 3 昭和52年築の木造住宅の標準的な建築価額は、1 m²当たり74,100円であった。
- 4 Xが平成23年2月に建て替えた住宅(陸屋根鉄筋コンクリート造：法定耐用年数47年)の取得価額は、33,000,000円であった。

【資料Ⅲ】

- 1 丙は乙の有料老人ホーム入所のための費用を捻出するため、居住用財産を、本年12月2日に売買契約に基づき99,000,000円で第三者へ引き渡している。
- 2 丙は居住用財産を売却するにあたり本年11月15日に乙の配偶者居住権等に関する合意解除の対価として28,000,000円(適正額であり、配偶者居住権10,000,000円、敷地利用権18,000,000円)を支払っている。
- 3 丙は売却にあたり次の費用を支払っている。
- (1) 仲介手数料 3,333,000円
 - (2) 抵当権の抹消費用 55,000円
- 4 配偶者居住権設定時の存続期間は23年とし、合意解除時までの経過期間を1年とする。
- 5 Xの相続税は発生していない。

[参考資料]

1. 定額法償却率

耐用年数	償却率
70年	0.015
47年	0.022
33年	0.031
22年	0.046
5年	0.200
4年	0.250

2. 給与所得控除額

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額 × 40% - 100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額 × 30% + 80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額 × 20% + 440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

3. 所得税率

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円